

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業 概要

(1) 目的

介護職としての一定の知識及び経験を有する方に対し、再就職準備金（以下単に、「再就職準備金」）を貸し付けることにより、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

(2) 実施主体

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

(3) 貸付対象・条件等

①貸付対象

以下の要件をすべて満たす方に、再就職準備金を貸し付けます。

ア 次のいずれかの事業所または施設において、介護等の実務経験が1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した日数が180日以上）有する方

- ・介護保険法に基づく居宅サービス等を提供する事業所又は施設
- ・同法に基づく第一号訪問事業又は第一号通所事業を実施する事業所

イ 介護人材として求められる一定の知識及び経験を有すると認められる以下のいずれかに該当する方

- ・介護福祉士
- ・実務者研修修了者
- ・介護職員初任者研修修了者（介護職員基礎研修、ホームヘルパー1級研修、ホームヘルパー2級研修を含む）

ウ アのいずれかに該当する県内の事業所等の介護職員等として再就労した方（内定している方も含む）

エ 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労の日までに予め群馬県福祉マンパワーセンター、群馬県福祉マンパワーセンター高崎支所、東毛地区福祉人材バンクに求職登録又は現況届をし、貸付申請書類を提出している方

②貸付額 上限400,000円

※再就労に際し必要となる実費相当額を貸し付けます。

③資金用途

以下の用途のいずれかに該当する場合に、再就職準備金を貸し付けます。

ア 子ども又は介護を要する者の預け先を探す際の活動費

イ 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加費又は参考図書等の購入費

ウ 靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費

エ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用

オ 通勤用の自転車又はバイク等の購入費

カ その他介護職員等として再就労する際に必要となる経費として適当と認められる経費

④貸付利子は無利子です。

⑤連帯保証人が必要です（貸付対象者が未成年の場合は2名とし、1名を法定代理人としてください。）。

（4）貸付方法

再就職準備金は、県社協と貸付対象者との契約により貸し付けます。

（5）資金の交付

再就労先が決定し、就業証明書（要領様式第11号）の提出後、全額を一括して振り込みます。

（6）貸付契約の解除

県社協会長は、貸付の決定又は交付を受けている者が、下記のいずれかに該当するときは、貸付の契約を解除します。

①心身の故障等のため就労を継続する見込みがなくなると認められるとき

②死亡したとき

③準備金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき

④その他貸付の目的達成の見込みがなくなると認められるとき

（7）返還について

返還の方法は、月賦、一括のいずれか希望する方法とし、納入通知書により金融機関の窓口から納付していただきます。

①返還が始まる時

ア 貸付契約が解除されたとき

イ 県内の介護保険法に基づく居宅サービス等を提供する事業所又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所において、介護職員等の業務に従事する意思がなくなると

ウ 介護職員等の業務以外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

②返還の期間は、返還事由が発生した月の翌月から15ヶ月以内の期間とします。

（6ヶ月の2.5倍に相当する期間）

③正当な理由がなく、期日までに貸付金の返還をしなかったときは、延滞利子の支払い義務が生じます。

（8）返還の猶予

申請により返還が猶予できる時

①県内の介護保険法に基づく居宅サービス等を提供する事業所等又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所において、介護職員等の業務に従事しているとき

②被災、傷病、心身の故障その他特別の事情により資金の返還が困難であると認められるとき

(9) 返還債務の免除

①申請により返還債務が免除となる時

ア 県内の介護保険法に基づく居宅サービス等を提供する事業所等又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所の介護職員等として就労した日から、2年以上継続して、介護職員等の業務に従事したとき

イ 介護職員等の業務上の事由により死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合

②返還債務の一部が免除される時

ア 県内で介護保険法に基づく居宅サービス等を提供する事業所等又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所の介護職員等として就労した場合
(審査があります。)

イ 死亡し、又は心身の障害その他特別の事情により貸付を受けた資金を返還することができないと認められるとき
(審査があります。)

(10) 申請方法

①再就職準備金貸付申請書 (要領様式第8号)

②身上調書 (要領様式第2号)

③申請者の住民票 (マイナンバーの記載がないもの)

④再就職準備金利用計画書 (要領様式第9号)

⑤④の保有資格欄に該当する保有資格を証する書類の写し

⑥業務従事期間証明書 (要領様式第10号)

⑦群馬県マンパワーセンター、高崎人材バンク又は太田市福祉人材バンクに現況届又は求職登録を行ったことを証する書類の写し

⑧就業証明書 (要領様式第11号) ※

※就業先決定後に限る。

⑨個人情報の取扱同意書 (要領様式第39号)

⑩連帯保証人に関する書類

(11) 届出の義務

届出が必要なとき

①貸付対象者又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先等に異動があったとき

②就業したとき

③就業先を変更したとき

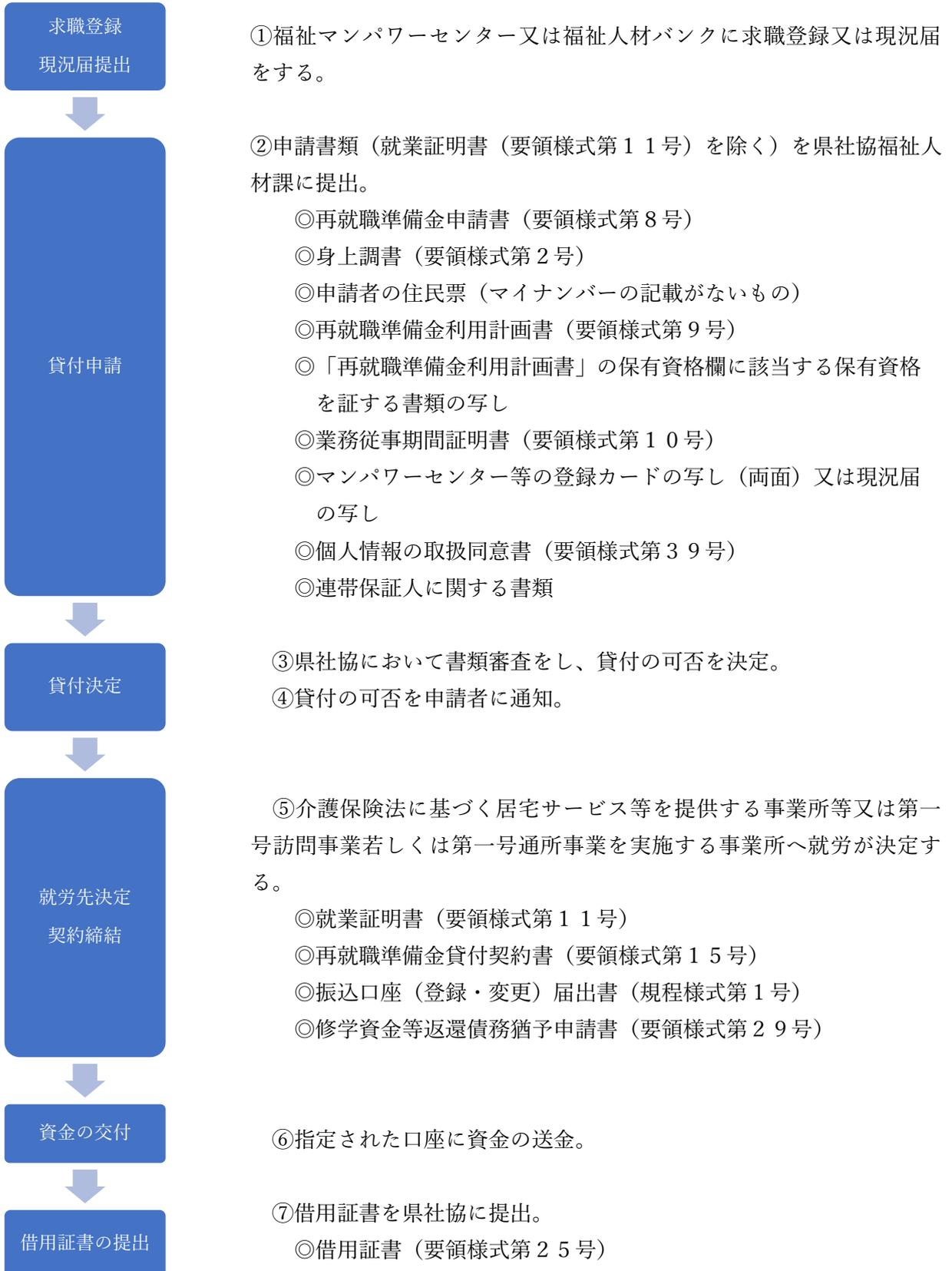
④死亡したとき

(12) 留意事項

- ・貸付決定後であっても再就労先が介護保険法に基づく居宅サービス等を提供する事業所等又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所以外の場合には、貸付対象となりません。
- ・貸付の適否は必ず審査があります。審査の結果、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

手続きについて

(1) 貸付申込み～契約～資金交付までの手続き

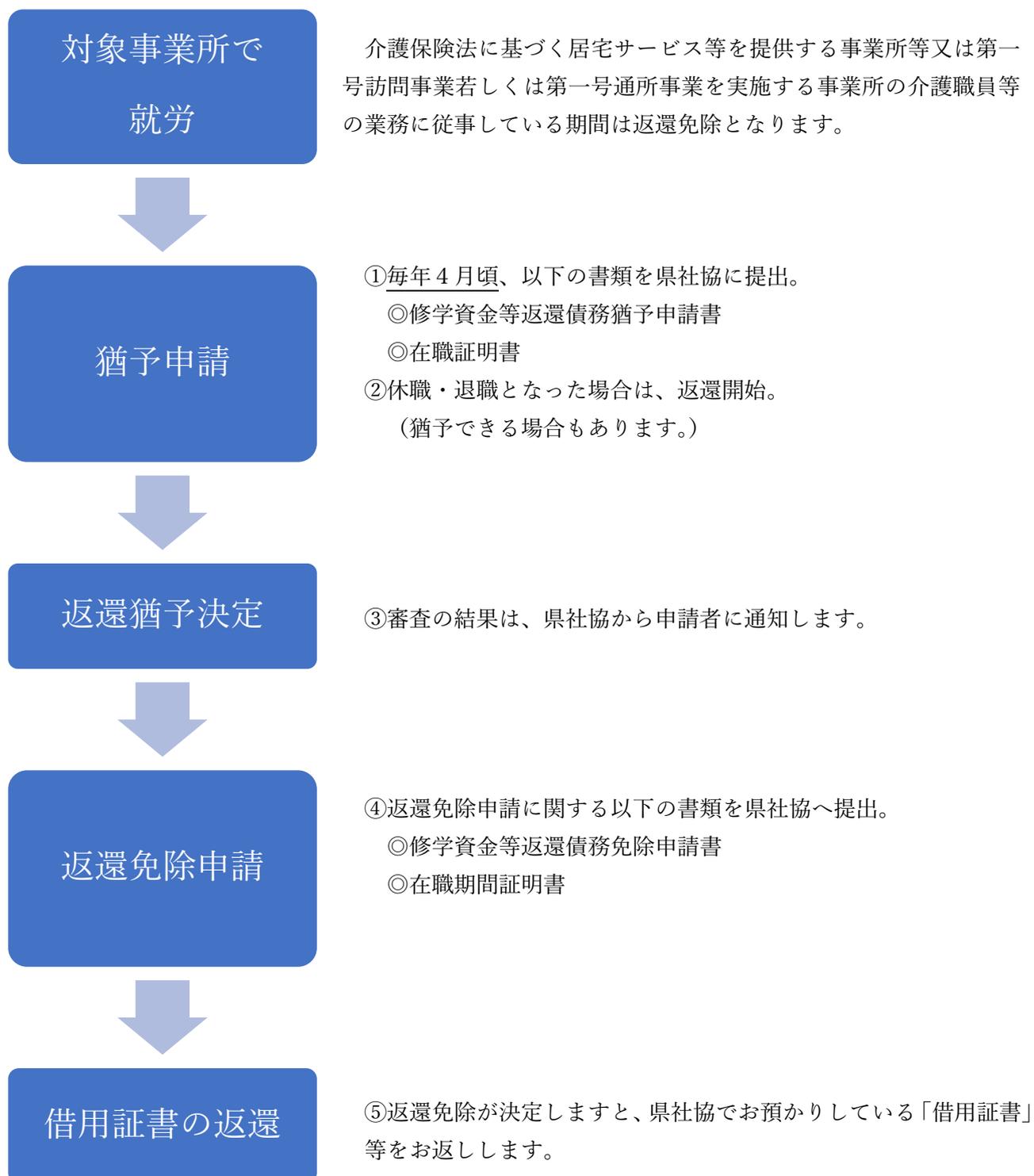


(2) 再就職後の手続き

○返還猶予・免除の場合

介護保険法に基づく居宅サービス等を提供する事業所等又は第一号事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所の介護職員等の常務に従事した場合は返還債務を猶予します。

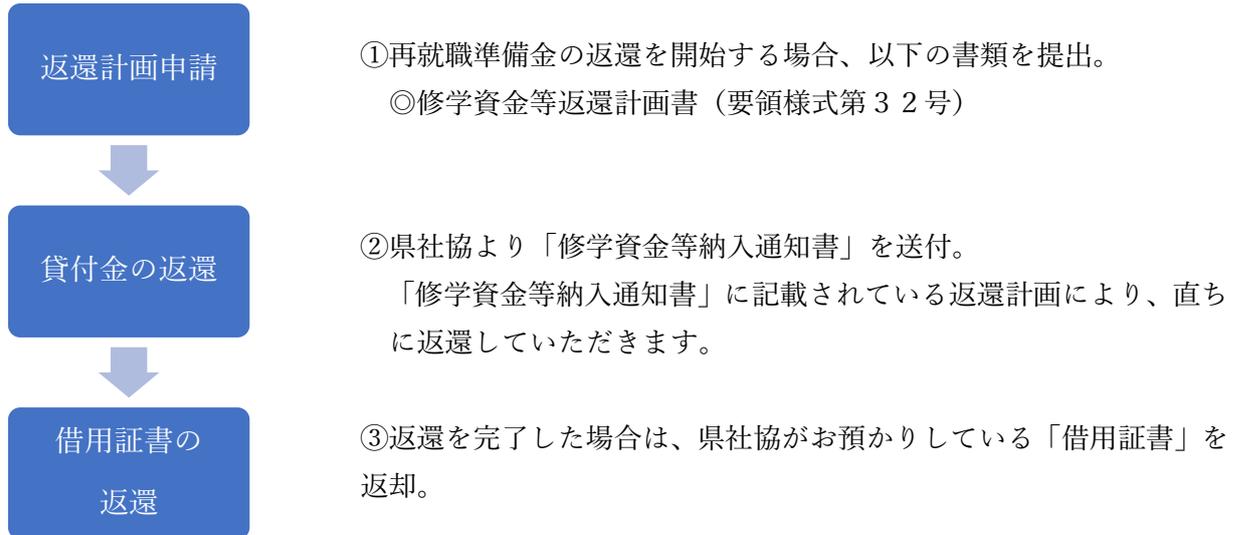
さらに、介護保険法に基づく居宅サービス等を提供する事業所等又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所の介護職員等の業務に引き続き2年間以上（従事した場合は、貸し付けた再就職準備金の返還を免除することができます）。



○返還の場合

下記のいずれかに該当した場合、返還の理由が生じた日から15日以内に次の手続きが必要となります。

- ・介護保険法に基づく居宅サービス等を提供する事業所等又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所の介護職員等の業務に従事しなくなった場合。
- ・介護保険法に基づく居宅サービス等を提供する事業所等又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所の介護職員等の業務外の理由に死亡し、又は心身の故障により介護職員等の業務に従事できなくなった場合。等



(3) その他の手続き

- 貸付対象者又は連帯保証人の氏名、本籍地又は住所を変更したとき
 - ◎変更届
 - ◎変更内容がわかる次の書類のいずれか
 - ・運転免許証の写し
 - ・パスポートの写し
 - ・住民票（婚姻による場合は戸籍抄本）
- 連帯保証人を変更したとき
 - ◎連帯保証人変更届
 - ◎新連帯保証人の住民票
 - ◎新連帯保証人の所得証明書
- 就業先を変更したとき
 - ◎就業先変更届
 - ◎新就業先の在職証明書
- 貸付対象者が死亡したとき
 - ◎死亡届
 - ◎死亡診断書又は戸籍抄本